

講堂利用について

1. 講堂の規模

「講堂平面図」（別紙1）のとおり、座席は202席あります。
（前部平地座席62席、後部階段座席140席）

2. 利用基準

団体又は個人が美術・芸術に関する講演会等の催しに利用いただけます。また、県民ギャラリー利用者が展示会関連行事を開催する場合においても、利用いただけます。

【新しい利用基準】 2020年12月1日より

- ・ 出入口に消毒薬を設置し、入退場時には手指の消毒を行ってください。
- ・ 人と人との接触を避けるため、できるだけ1メートルの距離をあけてください。
- ・ 入場する場合は、マスクを着用してください。
- ・ 座席の利用上限数について、大声での歓声、声援などが想定されない場合は202席まで、大声での歓声、声援などが想定される場合は100席までとします。

利用時間

1時間単位での貸し出しとなります。利用できる時間は、開館日（休館日を除く）の午前9時から午後9時までとなります。空調設備につきましては、午後5時以降にご利用の場合、空調費実費として2,600円程度（1時間）をいただきます。また、美術館が主催事業を開催する場合は利用できません。下見や準備・後片付けは、利用時間内に行ってください。なお、利用日以外の現場確認（下見）は1回15分までは無料とし、機材の調整やリハーサル等で15分を超える場合や2回目以降は、施設使用料金をいただきますのであらかじめご了承ください。

3. 施設使用料

（1時間につき）

入場料有料の場合	通常料金	4,400円
	土日料金	5,280円
入場料無料の場合	通常料金・土日料金	2,200円

※ 入場料有料の場合、土・日・祝日は1時間につき料金の2割を加算した額となります。

※ 2019年10月より料金を改定しております。

【電気施設を利用する場合】 工事1キロワットにつき使用時間1時間までごとに30円以内で定める額

4. 注意事項

- (1) 次の場合には、利用の許可を取り消すことがあります。
 - ・ 利用の条件を守らないとき
 - ・ 許可された利用目的以外に利用したとき
 - ・ 許可に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させたとき
 - ・ 美術館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき
 - ・ 美術館の管理運営上支障があると認められるとき
- (2) 既納の施設使用料は、原則として返還できません。
- (3) 利用にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施してください。

5. 利用申込の受付手順

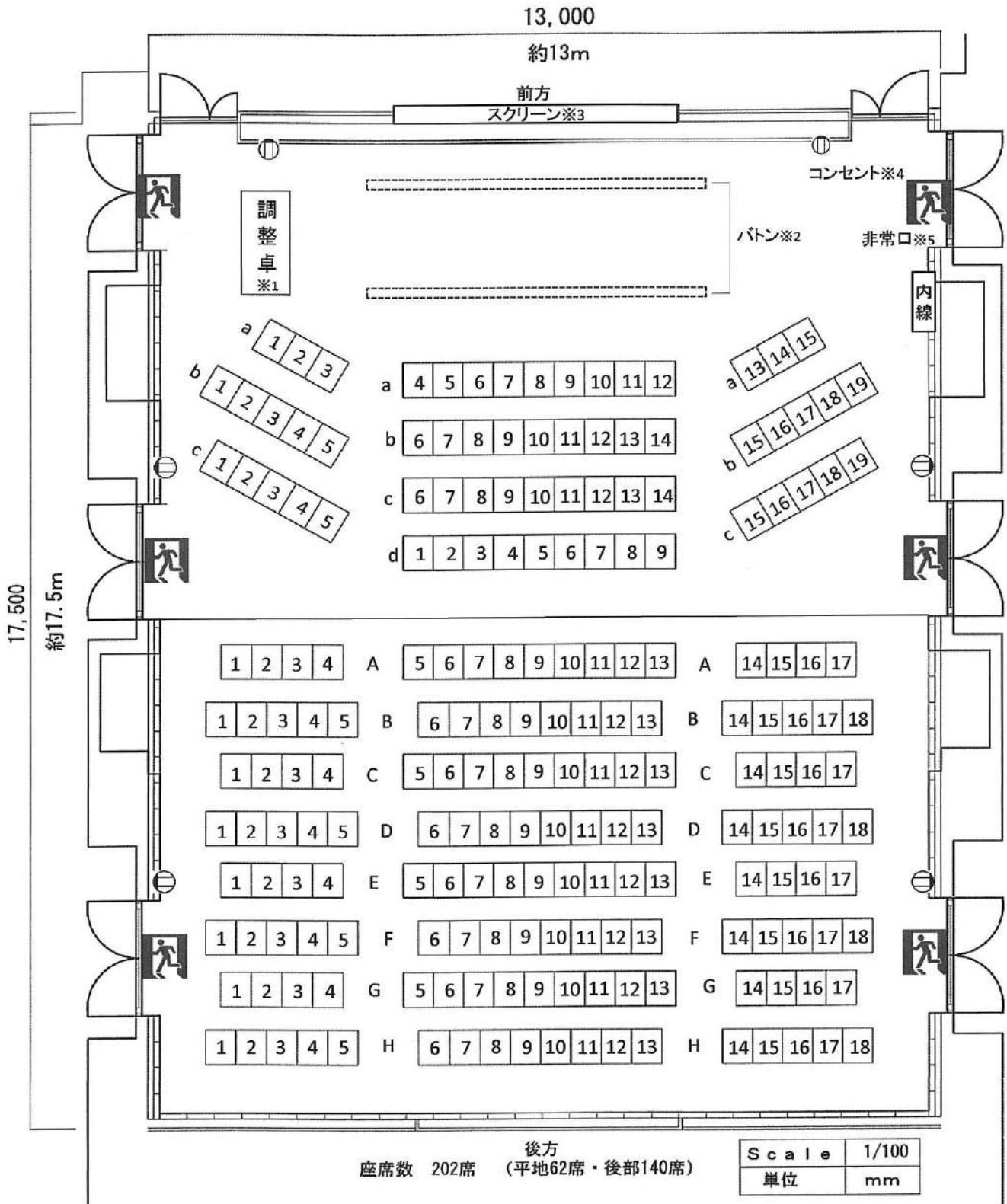
- (1) 「講堂利用希望調書」（別紙2）と「感染症拡大防止チェックシート」（別紙3・4）

を提出してください（郵便、FAX及びE-mailでも可）。

- (2) 内容確認後、後日、担当者から利用の可否及び利用申込の手続き（提出書類等）についてお知らせします。
- (3) 利用日の4ヶ月前から展示施設等申込書を受付けます。

〒730-0014 広島市中区上幟町 2-22
イズミテクノ・広島緑地建設・広田造園共同事業体
TEL. 082-221-6246 / FAX. 082-223-1444
E-mail: iroeuma2@gmail.com

講堂平面図



- ※1 調整卓では照明操作のみ行うことができます。調整卓の位置を移動することはできません。
少しでも動かすと精密機器のため影響が出ます。物を立てかけたり、乗せたりしないでください。
- ※2 バトン(長さ約6,000mm、荷重100kgまで、2か所)には、演題や幕などを取り付けることができます。昇降操作は美術館担当者が行ないます。
- ※3 スクリーンは約(幅)2940mm×(高さ)2450mmあります。プロジェクター等は利用者でご準備ください。
- ※4 コンセント(⓪マーク)は講堂内左右対称に6か所あります。ただし後部座席を使用する場合、後方2か所のコンセントはお使いいただけません。
- ※5 後部座席を使用する場合、後方2か所の非常口はお使いいただけません。

講 堂 利 用 希 望 調 書

利用希望日時	年 月 日() 時から 時まで				
利用団体名		実務者名		電話番号	
事業名					
事業内容	講演会・会議・映画上映会・その他()				
入場料金	無料・有料(円)	当日の一般参加	可・不可		

1. 添付書類

事業内容がわかる「要項・概要」等を添付してください。

2. 諸注意

- (1) 館内では、レストラン又はティールーム(有料)以外での飲食はできません。また、火気の使用はできません。
- (2) 喫煙は、所定の場所で行ってください。
- (3) 控室はありません。
- (4) 館内では、図録・絵はがきなど、美術館展覧会の慣例となっている関連物品を除き、作品や一般物品などの販売はできません。
- (5) 会場案内等の看板、立札及び張り紙は、所定の場所以外には掲示できません。
- (6) 寄付の募集はできません。
- (7) 宣伝その他これに類する行為はできません。
- (8) 広告物の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置はできません。
- (9) 生花、盆栽や弁当等、生ものの館内への持込はできません。
- (10) 講堂内で演奏・上映など大きな音が出る事業を行う場合には、地下ロビーに音が漏れないよう音量に配慮してください。
- (11) 施設又は設備を毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに当館に申し出てください。利用者の費用負担で修繕等を行い、原状に復していただきます。
- (12) その他ご不明な点は、当館までお問い合わせください。

【講堂】感染症拡大防止チェックシート

安全に講堂をご利用いただくためにチェックシートへの記入をお願いします。

記入日： 年 月 日

利用団体名			
利用日時	年 月 日	:	～ :
事業名			
事業内容		予想入場者数	人 (※関係者含む)

以下のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施のうえ利用します。

あてはまる□に、チェックを記入してください。	
<input type="checkbox"/>	出入口での手指消毒の設置 (※1) と徹底、手洗いの奨励などを行う。
<input type="checkbox"/>	マスク着用状況を確認し、マスクを持参していない人が居た場合は主催者側で配布を行う。
<input type="checkbox"/>	検温を実施し、発熱などの症状がある場合はイベントへの参加を控えてもらうようにする。
<input type="checkbox"/>	事前予約時または入場時の参加者連絡先の把握、接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」を積極的に活用する。
<input type="checkbox"/>	大声を出す人がいた場合、個別に注意・対応ができるようにする。
<input type="checkbox"/>	入退場や休憩時間は密集しないよう、時間差入退場・人員の配置・導線の確保などの対策を講じる。
<input type="checkbox"/>	演者などと観客がイベント前後や休憩時間などに接触しないよう確実な措置を講じる。
予定している感染防止対策があればご記入ください。	
「新しい生活様式 (厚生労働省)」 (別紙5) および 「多目的ホール等の開館に向けた考え方について (広島県環境県民総務課)」 (別紙6) の実践 (※2) について	<input type="checkbox"/> 同意します。

※1 消毒液の準備が難しい場合は、有料で美術館から貸出します。(アルコール消毒液・1本700円・容量200ml) 容器はご返却ください。

※2 利用時点における考え方。

【新しい利用基準】 令和2年12月1日より

- ・ 出入口に消毒薬を設置し、入退場時には手指の消毒を行ってください。
- ・ 人と人との接触を避けるため、できるだけ1メートルの距離をあけてください。
- ・ 入場する場合はマスクを着用してください。
- ・ 座席の利用上限数について、大声での歓声、声援などが想定されない場合は202席まで、大声での歓声、声援などが想定される場合は100席までとします。

(1) どちらかあてはまる□に、チェックを記入してください。

大声での歓声、声援などが想定されない。	
<input type="checkbox"/> はい → 【A】へ	<input type="checkbox"/> いいえ → 【B】へ

【A】大声での歓声、声援などが想定されないイベントの場合

(2) 当てはまる事業内容に○、またはその他に記入してください。

音楽	クラシック音楽、歌劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲などのコンサート その他（ ）
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 映画上映、その他（ ）
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊、その他（ ）
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞、神楽 その他（ ）
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術、その他（ ）
講演・式典	講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント その他（ ）
展示会	各種展示会、各種ショー

(3) 利用人数および関係者人数（席数）を記入してください。

利用座席数	うち関係者
席 / 202席	席

【B】大声での歓声、声援などが想定されるイベントの場合

(2) 当てはまる事業内容に○、またはその他に記入してください。

音楽	ロックコンサート、ポップコンサート、その他（ ）
公演	キャラクターショー、その他（ ）
ライブハウス	ライブハウスにおける各種イベント、その他（ ）

(3) 利用人数および関係者人数（席数）を記入してください。

※大声での歓声、声援などが想定されるイベントの場合、利用可能人数は100人までとします。

利用座席数	うち関係者
席 / 100席	席

※ 新型コロナウイルス感染症広島県対策本部「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」より

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え

密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

多目的ホール等の開館に向けた考え方について

令和3年2月8日改定
広島県環境県民総務課

【基本的な考え方】

多目的ホール等（※）を開館するに当たっては、人と人との接触を避けるための十分な距離（1メートル）を確保するなど、次に掲げる対策を踏まえ、徹底した感染防止策を行うこと。

この感染防止策は、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえたものであり、レベル1の状況にあると判断されても継続をお願いしたい。（レベル2以上の段階と明示されている対策を除く。）

なお、感染防止対策を実施するに当たっては、施設の状況や特性を踏まえた対応を行うことが必要であり、必ずしも以下の対策をそのままの形で実施することを求めるものではないが、職場毎の特性に合わせた対策については「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全職場対策シート」を活用しつつ、この基本的な考え方の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

※多目的ホール、文化会館、集会場、展示場

（注）令和2年11月30日に、広島県は感染拡大防止に向けたステージについて、ステージⅠからⅡへ引き上げましたが、多目的ホール等の開館に向けた考え方における感染防止対策については、引き続きレベル1とします。

※「ステージ」は、感染状況を表す区分であり、ここでいう「レベル」は、感染状況を踏まえ、施設において必要とされる制限の度合いを示す区分です。今後、感染の拡大状況によっては、レベル2の対策（枠内下線の対策）へ移行する可能性があります。

1 感染源を絶つこと（入館時における注意事項）

(1) 利用者向け

ア 発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調の悪い利用者については、入館を自粛するよう掲示により注意喚起する。

【「ア」におけるレベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。

また、入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより対応する。

イ 利用者にマスクの着用を求めるとともに、マスクの着用のない利用者に対しては、入館を自粛するよう掲示により注意喚起する。

【「イ」におけるレベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。

また、入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより対応する。

ウ 施設の入口、出口に消毒用のアルコール等を配置し、こまめな利用を提示により周知する。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、施設の出入り口に加え、多くの利用者等が手を触れる箇所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）の付近にも消毒用のアルコール等を配置し、こまめな利用を提示により周知する。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

エ レベル2以上の段階では、イベント主催者への呼びかけ、施設のホームページや掲示において、バスなどによる団体での来館自粛を要請する。

オ レベル2以上の段階では、イベント主催者への呼びかけ、施設のホームページや掲示において、他都道府県からの来館自粛を要請する。

(2) 職員向け

ア 発熱や、軽度であっても風邪の症状等があるなど体調が悪い場合は、自宅で休養させることを徹底する。

イ 職員はマスクを着用した上で、利用者から物品や金品を受領する場合においては、触れる箇所を最低限とする工夫（トレーの使用や手袋着用など）を行うとともに、こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

2 感染経路を絶つこと（館内における注意事項）

(1) 利用者向け

ア 施設内では咳エチケットの徹底、こまめな手洗い、会話を控えめにすること及び大声での会話の自粛について掲示により周知する。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。

また、入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより対応する。）

- (2) 入退出時（入退出時の行列を含む）、窓口カウンター、チケット売り場、物販場所及びロビー等の集合場所等において、人と人との十分な間隔（1メートル）を確保する。
- (3) 通路（廊下、階段）を一方通行とし、対面とならない環境をつくる。（施設の構造上対応できない場合を除く。）
- (4) 施設内の移動においても、人と人との接触を避けるための十分な距離（1メートル）を確保することとし、確保できない場合は入場の制限等を行う。
- (5) 入場制限等の実施に伴い待機列が発生した場合でも、人と人との接触を避けるための十分な距離（1メートル）が確保できる工夫（床への目印テープ貼付による対人距離の可視化など）を講じることとし、確保できない場合は待機列が発生しない工夫（利用時間の制限、整理券の発行等）を講じる。
- (6) 人と人との接触を避けるための十分な距離（1メートル）を確保することができない場合には、入場制限や利用時間制限の可能性があることを施設のホームページ及び掲示において周知する。
- (7) 来館者が集まりそうな場所を特定し、分散させるための工夫（案内役のスタッフの配置など）を講じる。
- (8) 屋内施設については、1時間に1回は窓を開けるなど換気を行い、密閉空間にしない。可能であれば2方向の窓を同時に開ける。
- (9) 窓がない部屋については、空調機器を稼働（外気導入運転なども含む。）させるなど、室内空気の滞留を避ける。
- (10) 座席を設けるときは、間隔をあける（1メートル）。固定座席の施設・設備においては、次の「4 イベントへの対応」と同様の対応とする。

【レベル2以上の段階での更なる取組】

レベル2以上の段階では、固定座席等の施設・設備においては、人と人との接触を避けるための十分な距離(できるだけ2メートルを目安に)が確保できるよう、四方を空けた席配置等を行う。

4 イベントへの対応

イベントの開催に当たっては、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について」の「5 施設の使用制限及び催物の開催停止の協力要請（法第24条第9項）（1）イベントの開催条件」に従い、そこに記載された感染防止対策を徹底したうえで決められた参加人数の上限の範囲内で開催すること。

また、全国的な人の異動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県に事前相談すること。

5 広島市における感染拡大防止集中対策

広島市に所在する施設においては、第3次新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策（令和3年2月4日新型コロナウイルス感染症広島県対策本部決定）に従い、施設の営業及びイベント等の開催について次のとおりとする（令和3年2月21日まで）。

(1) 施設の営業時間

5時から21時までとする。

(2) イベント等の開催要件

- ・人数上限を5,000人とし、収容率要件は大声での歓声・声援などが想定される場合は「50%以内」、大声での歓声・声援などが想定されない場合は「100%以内」とする。
- ・21時以降の営業時間短縮を要請する。
- ・全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合の件への事前相談は、引き続き実施すること。

6 対策の遂行

各施設においては、対策責任者・担当者を決め、上記の対策を遂行すること。

【参考資料】

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践例～（2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について」（令和2年5月15日制定）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/#m09>